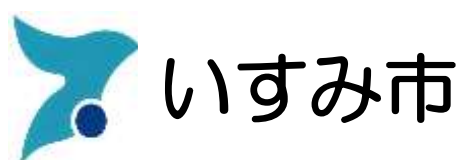


避難所におけるペット対応の手引き

平成31年1月



< 目 次 >

はじめに	1
1 避難所でのペット飼育の原則	2
(1) ペット飼育は飼い主の責任	2
(2) ペットの飼育場所は居住スペースと分ける	2
(3) 避難所の飼育ルールを守る	2
2 避難所におけるペットの管理方法	3
(1) 避難所運営委員会【平常時】	3
(2) 避難所運営委員会【災害時】	5
(3) 飼い主グループ	6
資 料	
飼い主の方へ《ペットのための災害への備え》	8
様式 1 ペット飼育者名簿記入用紙	10
様式 2 ペット飼育者名簿	11

はじめに

災害時には、大勢の方が避難所（※1）に避難し、共同生活することになります。

いすみ市では、円滑な避難所開設・運営を行うため、避難所となる小・中学校に「避難所マニュアル」を作成し、平常時は小学校区防災拠点協議会（※2）、災害時は避難所運営委員会（※3）を設立して平常時から避難所開設・運営の体制作りを進めております。

避難者の中にはペットを連れて避難（同行避難（※4））してくる方もいます。

これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、他の避難者との間のペットによるトラブルなどを招くこともありました。

そのような問題を未然に防ぐためには、避難所で一定のルールが必要になることから、「避難所におけるペット対応の手引き」を作成しました。

※1 避難所

被災者の住宅が回復されるまで、あらゆる応急仮設住宅への入居ができるまでの一時的な生活の本拠地となるものです。

※2 小学校区防災拠点協議会

災害時に備え、平常時から地元行政区・自治会、自主防災組織、PTA、関係団体、事業所等により構成され、地域の防災計画の作成や防災訓練などを実施するとともに、災害時は、市職員と協力して小学校等の避難拠点を運営します。

※3 避難所運営委員会

災害時に、円滑な避難所の開設・運営を行うため、地域の行政区・自治会、自主防災組織、避難所となる施設の管理者、避難所担当市職員などが一体となって設立する組織です。

※4 同行避難

災害時に、飼い主がペットを連れて避難場所（※5）や避難所まで安全に避難することです。

避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

※5 避難場所

災害時に、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所です。

1 避難所でのペット飼育の原則

(1) ペット飼育は飼い主の責任

避難所では、ペットの世話や当面の餌の確保、飼育場所の管理は、飼い主の責任で行うこととなります。

ペットを飼っていない方への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められます。

飼い主同士が協力して飼育する必要があります。

(2) ペットの飼育場所は居住スペースと分ける

ペットの飼育場所は、人の居住スペースと分けてください。

避難所には、動物にアレルギーを持つ方、動物が苦手な方や動物に不用意に手を出しかねない幼い子供などもあります。

周囲の人に配慮し、飼育場所以外（居住スペース等）には連れて行くことは出来ません。

※ ただし、身体障害者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬はペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。

なお、居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合などは、配慮が必要となります。

(3) 避難所の飼育ルールを守る

大勢の人が共同生活を送る避難所において、ペットに関するトラブルが生じないように、各避難所で決められた飼育ルールを守り、飼い主以外の避難者にも配慮することを心掛け、衛生的な飼育をしなければいけません。

2 避難所におけるペットの管理方法

(1) 小学校区防災拠点協議会【平常時】

ア 避難所内の飼育場所として、ケージを置いたり、柱などにつなぐことができる設営可能な場所の選定をします。

動物の種類ごとに場所を分けられるとなお良いでしょう。

【望ましい場所】

- ① 避難者とペットの動線が出来るだけ交わらない場所
- ② 鳴き声や臭いが居住場所に出来るだけ届かない場所
- ③ 雨風がしのげる場所
- ④ 出来るだけ鉄道や幹線道路等に面しない、刺激の少ない場所

イ 避難所の基本的な飼育ルールを作成します。

動物が苦手な方や、動物にアレルギーを持つ方等とのトラブルを避けるためにも、飼育ルールが必要です。

飼育ルールは災害発生後に作成することは難しいため、予め作成しておくことが必要です。

4 ページの「<飼育ルール(例)>」を参考に作成しましょう。

ウ 小学校区防災拠点協議会を構成する地域の行政区・自治会等は、平常時から各地区で動物の飼育している世帯などの状況等を出来るだけ把握しておくとともに、避難所での飼育場所や飼育ルールを周知することが望ましいでしょう。

<避難所飼育場所レイアウト(例)>



<飼育ルール（例）>

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、下記のルールに基づいて、飼い主が責任を持って飼育・管理を行ってください。

- 1 ペットは決められた飼育場所でケージに入れるか、柱などにつなぐなどして飼育してください。

ケージの置き場所や、つなぐ場所は、避難所運営委員会の指示に従ってください。

決められた飼育場所以外で、ペットを飼育しないでください。

- 2 避難所に連れて来ることができるペットは、犬、猫などの小動物です。
(人に危害を与える恐れのある動物、特別な管理が必要な動物は受け入れできません。)
- 3 ペットの飼育に関する必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行ってください。

(1) 飼い主グループによる飼育環境管理（共同作業）

- ア 飼い主グループを編成する。
- イ ペットを飼育する場所を設置し、収容する。
- ウ ペットを登録する管理簿等を作成する。
- エ グループ全員で飼育ルールを確認し、作業当番を決定する。
- オ その他の共同で作業できることはグループで対応する。

(2) 飼い主個人による飼育管理（個別作業）

- ア 餌やり、給水、食べ残しの片づけ
- イ 散歩、ブラッシング
- ウ ケージ内外及び周辺の清掃など

※ ペットの飼育・管理に必要な資材（ケージ、その他の用具）と当面の餌は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。

- 4 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末してください。
ペットの体やケージ内、飼育環境を清潔に保つことで、避難所の皆が気持ちよく生活することが出来ます。
- 5 排泄は特定の場所でさせ、後始末は適切に行ってください。
(排泄物の不適切な処理は平常時から苦情の原因となっていますので、注意しましょう。)
- 6 散歩やブラッシング等は、避難所外若しくは避難所内の指定された場所で行ってください。
移動するときや散歩するときは、リードをつなぎ、短く持つ等トラブルを防止しましょう。
ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めましょう。
- 7 避難所で負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいることが想定されるため、グループで協力し、助け合いながら管理をするようにしてください。
- 8 ペットによる苦情・危害防止に努めてください。
- 9 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討してください。
避難生活が長期化する場合、本人及びペットのストレスは大きくなりますので、軽減する方法も検討しましょう。

(2) 避難所運営委員会【災害時】

ア ペットの飼育場所、飼育ルールを周知するとともに、ペット飼育者名簿等により避難所に入った飼い主とペットの状況を把握します。

イ ペットを連れてきた飼い主が後述の飼い主グループを作る支援をします。

避難所運営委員会で予め飼い主グループが作れる場合は、平常時から飼い主グループで避難所でのペットの飼育・管理について細かいことを検討しておくといいでしょう。

ウ 飼い主グループと連携し、他の避難者とのトラブルが無いように注意します。

参考様式：ペット飼育者名簿記入用紙

(ペットを連れてきた飼い主が記入・作成し、避難所のペット管理簿で管理します。)

ペット飼育者名簿記入用紙

※太線枠内に記入してください。

記入日	〇〇年 〇〇月 〇〇日						
飼育者氏名	夷隅 太郎				居住組	1組	
住所	いすみ市〇〇町〇〇〇〇-△△						
電話番号	0470-62-〇〇〇〇						
動物の情報	番号	動物の種類	名前	性別	体格	毛色	識別番号
	①	犬	ミサキ	メス	50cm	白黒	
	②						
	③						
	④						
追加情報	番号	ワクチン接種の有無(種類・最終接種年月日)	不妊去勢の有無	犬の場合			
				登録の有無(登録番号)	狂犬病予防注射接種の有無(済票番号・年度)		
	①	7種混合1型(00.0.0)	無	有(0000)	狂犬病(0000、▲▲年度)		
	②						
	③						
④							
その他、参考となる事項があれば記入してください。							
避難所記入欄(退所状況等)							

参考様式：ペット飼育者名簿

ペット飼育者名簿

識別番号	氏名	居住組	動物の種類	動物の名前	毛色	退所日
1	夷隅 太郎	1	犬	ミサキ	白黒	/
2						/
3						/
4						/

(3) 飼い主グループ

- 避難した飼い主全員で協力してペットの飼育・管理をします。
- ペットの飼育に必要なケージや当面の餌は、原則として飼い主が持参します。
 - ※ 平常時から家族の一員であるペットのための備蓄等に努めましょう。
- 飼い主全員で飼い主グループを立ち上げ、決められた飼育場所を設営し、飼育ルールに従って飼育を開始します。

ア 飼い主グループの立ち上げ

避難した飼い主全員で飼い主グループを作ります。

イ 代表者の選出

代表者として、責任者及び数人の副責任者を選出します。

代表者は、グループを誘導するほか、避難所運営委員会との連絡調整を担当します。

ウ 飼育ルールの周知

飼い主全員に飼育ルールを周知しましょう。

避難所内に掲示などをして他の避難者へも周知し理解を得ましょう。

エ 避難所運営委員会への報告

代表者は、避難所運営委員会に飼育場所を確認し、ペットの種類や数、飼い主数などを報告します。

オ 飼育場所の設営

飼い主グループで共同して、飼育場所を設営します。

カ 飼育場所への収容

(ア) 代表者の指示等に従い、飼い主はペットを飼育場所に収容する。

(イ) 動物種ごとに場所を分けたり、ケージに覆いをしたり、間仕切りを置いたりして、動物同士のストレスを軽減しましょう。

(ウ) ペットを登録する管理簿等を作成します。

また、個々の動物に名札を付ける等、飼い主がわかるようにすることが望ましいでしょう。

(避難所運営委員会と連携し、ペット管理簿で管理する。)

キ 飼育・管理

飼い主グループが行う「共同作業」と個々の飼い主が行う「個別作業」を整理し、協力して管理しましょう。

(ア) 共同作業

飼い主グループ全員でローテーションを組んで行います。

- ・ 飼育場所及びその周辺の清掃、消毒
- ・ 共用トイレの清掃、汚物の処理
- ・ ペット関係救援物資の管理

(イ) 個別作業

危害防止のため、個々の飼い主の管理が望ましい作業です。

- 餌やり、給水、食べ残しの片づけ
- 散歩、ブラッシング
- ケージ内外及び周辺の清掃等

(ウ) 周囲に配慮し、飼育ルールを守った適正な管理

避難所には、様々な方が避難しています。

飼育ルールを守って適正に管理し、周囲の人への配慮を忘れないようにしましょう。

また、飼育場所だけではなく避難所の運営にも協力しましょう。

(エ) トラブルへの対処

他の避難者からの苦情等、トラブルが発生した場合には、解決するよう努めましょう。

飼い主の方へ《ペットのための災害への備え》

1 ペットの個体識別（名札など）について

日頃から、ペットの飼い主が誰かわかるように、名札など個体識別が出来るものを装着しましょう。（犬は、狂犬病予防法に基づき鑑札・注射済票の装着が義務付けられています。）

2 ペットの健康管理と「しつけ」など

様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、他の避難者に対し普段の生活以上に配慮をする必要があります、避難所ごとに決められた飼育場所やルールに基づき、飼い主の責任において飼育しなければいけません。

避難所で他の人に迷惑をかけない、また、ペット自体のストレスを少なくするためにも、平常時からの健康管理と「しつけ」は大切です。

以下は、避難所で飼育するための必要最低限のポイントです。

（犬の場合のポイント）

- ・「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的な「しつけ」
- ・ケージの中に入ることに慣らしておく。
- ・不必要に吠えない。
- ・人や他の動物を怖がらない。
- ・トイレの「しつけ」（決まった場所で排泄できるようにする。）
- ・狂犬病予防接種と各種ワクチン等の接種
- ・犬フィラリア症などの寄生虫の予防駆除

（猫の場合のポイント）

- ・ケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておく。（避難所では放せないため、平常時からリード（引き綱）につないで慣らしておくことも大切です。）
- ・人や他の動物を怖がらない。
- ・トイレの「しつけ」（決まった場所で排泄できるようにする。）
- ・各種ワクチン等の接種
- ・寄生虫の予防駆除

3 ペットのための備蓄

災害に備えて、ペットのためにも必要な物資の備蓄をしましょう。

避難所では、人に対する準備が中心となり、飼っているペットに対する準備等は、基本的に飼い主の責任になります。

【必要な備蓄品例】

- ① ケージ、キャリーバック、食器、タオル、ブラシなど
- ② 餌と水（少なくとも5日以上持ち出せるように）
- ③ 治療中のペットは、療法食や薬
- ④ トイレ用具（ペットシート、処理用具、トイレ砂など）
- ⑤ 飼い主の連絡先、動物の写真など
- ⑥ リード（引き綱）で連れて行く場合は、動物の足を保護する用具

4 ペットの一時的な預け先

避難生活が長期化することに備え、平常時から一時的にペットを預かってくれる親戚、知人等を決めておくといいでしょう。

5 災害が起こったら

- (1) まずは人（飼い主）の安全、次に動物の安全を確保しましょう。
- (2) 落ち着いて、あらかじめ用意した物資等を持って避難しましょう。
- (3) 避難所についたら、飼い主グループの一員として避難所のルールに従い行動しましょう。

ペット飼育者名簿記入用紙

※太線枠内に記入してください。

記入日	年 月 日						
飼育者氏名					居住組	組	
住 所							
電話番号							
動物の 情報	番号	動物の種類	名前	性別	体格	毛色	識別番号
	①						
	②						
	③						
	④						
追 加 情 報	番号	ワクチン接種の 有無（種類・最 終接種年月日）	不妊去勢の 有無	犬の場合			
				登録の有無 （登録番号）	狂犬病予防注射接種の有無 （済票番号・年度）		
	①						
	②						
	③						
④							
その他、参考となる事項があれば記入してください。							
避難所記入欄（退所状況等）							

ペット飼育者名簿

識別 番号	氏名	居住組	動物の種類	動物の名前	毛色	退所日
1						/
2						/
3						/
4						/
5						/
6						/
7						/
8						/
9						/
10						/
11						/
12						/
13						/
14						/
15						/
16						/
17						/
18						/
19						/
20						/

平成31年1月

避難所におけるペット対応の手引き

お問い合わせ先

- ・いすみ市役所 危機管理課
- ・住 所 千葉県いすみ市大原7400-1
- ・電 話 0470(62)2000
- ・FAX 0470(63)1252
- ・メール kikikanri@city.isumi.lg.jp



いすみ市